

## 令和7年度 1号認定 募集要項

### 社会福祉法人 金努福祉会 ゆたかこども園



#### 1. 施設情報

運 営	社会福祉法人 金努福祉会			
施 設 名	公私連携幼保連携型認定こども園 ゆたかこども園			
所 在 地	豊見城市字豊見城 601-2			
TEL/FAX	TEL 098-850-2700 ・ FAX 098-850-2710			
利用定員	3歳児(10名)	4歳児(15名)	5歳児(20名)	合計 45名

#### 2. 対象児童(次の年齢に該当する児童)

3歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ
4歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ
5歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ

※満3歳になった時点で申込は可能となります。

#### 3. 申込から入園までの流れ

①募集要項配布	令和6年10月7日(月)～
②申込受付期間/場所	令和6年10月10日(木)～令和6年10月31日(木) ※土日祝除く 午前9時～午後5時
③利用調整(選考)	令和6年11月
〈選考基準〉	<p>利用定員を上回る場合、次の優先順で選考を行います。 但し、基準に照らし合わせて優劣がつかない場合は抽選とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.在園児</li> <li>2.連携施設</li> <li>3.在園児のきょうだい児</li> <li>4.年間を通して教育時間を必要とする児童</li> <li>5.統括園長が必要と認める者</li> <li>6.ゆたか小学校区在住</li> </ol> <p>※定員に漏れた方についてはキャンセル待ちとなります。</p>
④内定通知	令和6年11月下旬ごろ ※内定通知および面談等に必要書類を送付いたします。
⑤説明会および面談	<p>令和7年1月中旬～2月 ※継続園児:説明会および面談等はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お子さんの健康状態や発達の状況などについて面談時に詳しくお聞かせください。(入園対象児童と一緒に面談となります)</li> <li>・本園の運営方針・保育方針をご説明いたします。ご説明を受けたくうえで入園決定となります。</li> </ul>
⑥入園決定	<p>説明会・面談終了後</p> <p>※面談の結果を踏まえ、入園決定した児童の保護者に対して決定通知を送付いたします。</p>

※内定後、入園までに保護者又は対象児童が申込資格を満たさなくなった場合は、原則として内定等を取り消します。  
※心身に障がいを持ち(特別児童扶養手当受給者、障がい者手帳・療育手帳の所持者等)かつ審査会にて施設への入園が可能と判断された児童または面談等にて特別な配慮を要すると思われるお子さんについて、施設の受け入れ体制が整わない場合、入園保留になる場合があります。

#### 4. 教育保育時間

教育標準時間	(月～金)8:00～13:30 まで
休業日	土曜日・日曜日・祝日・慰霊の日(6/23)・年末年始(12/29～1/3)、 市と協議した結果、園長が必要と認めた日
教育期間外 (長期休業期間)	夏季休業期間:7/21～8/31      ・      秋季休業期間:10/14～10/17 冬季休業期間:12/26～翌年 1/5      ・      春季休業期間:3/24～4/6 (入園式は除く) ※長期休業期間はゆたか小学校と合わせるため、日程が変更となる場合があります。

#### 5. 預かり保育事業・利用者負担について

- ・費用については、日割り計算を行いませんのであらかじめご了承ください。
- ・料金が一部変更となる場合があります。ご了承ください。
- ・下記の通り、必要に応じて預かり保育を利用することができます。

		預かり保育			利用者負担
		平日(月～金)	土曜日	長期休業期間	教材費
1号	月額	13:30～18:00 (月 7,000 円) 給食費 6000円	月額なし	8:00～18:00 (月額 7000円) ※給食費込み	月 1,000 円 ※衛生費・ 行事プレゼント代 など
	単発	13:30～14:00(200 円) 13:30～18:00(500 円) 給食費 5500円	8:00～13:00(800 円) 8:00～18:00(1,300 円) ※給食費込み	8:00～13:30(800 円) 8:00～18:00(1,300 円) ※給食費込み	
新 2 号※		7:30～18:30 (無償) 給食費 6000円	7:30～13:00(350 円) 7:30～18:30(850 円) ※給食費込み	7:30～18:30 (無償)	
		就労等などの理由により、 18:30～19:00 の預かりを利用することができます。 (30分200円・/月契約 2,000 円)			

#### ※給食費について

居住市町村の算定によって、副食費利用者負担額が副食費免除の場合には**月額 1,000 円**

※新2号認定は、日額 450 円を無償化した金額を記載しています。

預かり保育を利用し、その利用料が無償化の対象となるには、別途申請が必要となります。

#### ※新2号認定について…

就労等の理由で保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)を受けた、3歳児から5歳児(小学校就学前)までの子ども。  
新2号を希望される方は、別途手続きが必要となります。

詳しくは、「子育てのための施設等利用給付認定(新2号認定)」申請のご案内をご確認ください。

〈園にて冊子・申請書をご用意しておりますのでお声かけ下さい。豊見城市のホームページからもご確認できます。〉

## 6. 利用料等の納付について

・原則として、口座振替となります。【振替日：毎月 17 日 ※土日祝にあたる場合は翌営業日】

(口座振替手数料(保護者様負担)と併せて振替させていただきます)

・口座振替が可能な金融機関

「沖縄銀行・琉球銀行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫・沖縄県労働金庫・沖縄県農協・ゆうちょ銀行」

※ネット銀行等のご利用いただけません。

### 口座振替ができなかった場合

・再振替ができないため、指定口座への振込となります。(振込手数料：保護者負担)

・給食費等を滞納すると次年度の入園に関して継続できない可能性があります。

## 7. 申込に必要な書類について

(1)すべての方が必要な書類〈子ども1人につき1部〉

No.	必要書類
1	教育・保育給付認定申請書(1号認定用)兼施設利用申込書
2	入園(利用)申請書・重要事項説明書(両面綴り)
3	親子健康手帳の写し(1歳半・3歳 各健康診査結果ページ)※新入園児のみ

(2)該当する方のみ必要な書類〈世帯につき1部〉

No.	世帯状況	確認書類
1	生活保護世帯	生活保護受給証明書
2	ひとり親世帯	以下の①～③のいずれかの写しひとつ ①児童扶養手当受給者証書 ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証 ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本
3	ひとり親に準ずる世帯	離婚調停、裁判関係の証明となる書類
4	在宅障がい(児)のいる世帯	以下の①～③のいずれかの写しひとつ ①身体、精神障害者手帳 ②療育手帳 ③特別児童扶養手当証書
5	令和6(7)年1月1日時点で 豊見城市に住所が無い方	申込書に個人番号(マイナンバー)を記入 ※個人番号(マイナンバー)の記入が困難な場合、令和6年度(又は令和7年度)市町村民税所得課税証明書を提出

(3)新2号を希望される方

詳しくは、「子育てのための施設等利用給付認定(新2号認定)」申請のご案内をご参照下さい。

・すでに認定をうけている方は提出不要

・子育てのための施設等利用給付申請書・同意書事項 (P2 を参照) 〈子ども1人につき1部〉

・保育の必要性を確認できる書類 (就労証明書等 P2 を参照) 〈保護者(父母)1部ずつ〉

・世帯状況確認書類 〈該当する世帯のみ・世帯につき1部〉

## 8. その他

令和6年度の利用申込をされている方も、令和7年度の利用を希望する場合は再度申込みが必要です。

この要項に定めることのほか、児童の選考に必要な事項については、ゆたかこども園が別に定めます。



令和7年度 教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書  
( 1 号 認 定 用 )

令和 年 月 日

豊見城市長 殿

保護者氏名

裏面の同意事項に同意の上、次のとおり、子どものための教育・保育給付認定及び施設利用を申し込みます。

1 申 請 子 ど も	氏名	性別	生年月日		住 所		
	ふりがな	男 ・ 女	H・R 年 月 日		連絡先（優先順）		
			R7.4.1時点の年齢( 歳)		① - - (続柄： )	② - - (続柄： )	
	現在の保育状況			健康状況			
	<input type="checkbox"/> 保育園・こども園を利用 (施設名： ) <input type="checkbox"/> 認可外保育施設を利用 (施設名： ) <input type="checkbox"/> 保護者が自宅で保育 <input type="checkbox"/> 保護者が自宅外（勤務先等）で保育 <input type="checkbox"/> 祖父母等の親族が保育 <input type="checkbox"/> 親族以外が保育 <input type="checkbox"/> その他（施設名： )			<input type="checkbox"/> ①心身障がい等 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（身障 / 療育 / 特児） <input type="checkbox"/> 通所受給証明 <input type="checkbox"/> ②医療的ケア <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> ③発達支援保育の希望 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ※「無」の場合でも、①②で「有」に該当のある子どもは、豊見城市発達支援保育審査会にて審査を受けていただく必要があります。 <input type="checkbox"/> ④上記の①②③で「有」に該当する方は内容を記入して下さい。 ( )			
2 世 帯 員 及 び 同 居 者 の 状 況 ( 申 請 子 ど も 以 外 )	氏名	続柄	生年月日	居住 状況	勤務先又は学校名	世帯状況	
		父	年 月 日	同・別		<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親に準ずる世帯 <input type="checkbox"/> 里親世帯等 <input type="checkbox"/> 保護者の一方が市外在住の場合 <input type="checkbox"/> 同一世帯に障がい者のいる世帯 (該当者の氏名： ) ※該当がある場合は 別途書類の提出が必要となります。	
		母	年 月 日	同・別			
			年 月 日	同・別			
			年 月 日	同・別			
			年 月 日	同・別			
			年 月 日	同・別			
		年 月 日	同・別				
3 利 用 希 望	期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (令和7年4月1日~令和8年3月31日までの期間)					
	施設名						
	預かり保育の利用 ※実際の利用は利用施設への申込が必要です。	<input type="checkbox"/> 利用希望しない。 <input type="checkbox"/> 利用希望する。(新2・3号利用 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) ※預かり保育を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定(施設等利用給付認定[新2・3号])」を受ける必要があります、別途手続きが必要となります。※既認定者は不要。					

※「2世帯員及び同居者の状況（申請子ども以外）」は、保護者及び子どもと同居している方全員を記入してください。

《市記入欄》

受 付 印	チェック①	チェック②	(メモ)	優先順	<input type="checkbox"/> 在園児
	/	/			<input type="checkbox"/> 校区内
	(不備書類)			抽選番号	<input type="checkbox"/> 在園きょうだい児
				備考	<input type="checkbox"/> 校区外
					<input type="checkbox"/> 申請取下げ ( / )
					<input type="checkbox"/> 利用辞退 ( / )
					<input type="checkbox"/> その他 ( )

#### 4 個人番号（マイナンバー）記入欄

「本人・父・母」は必ず全員記入して下さい。世帯状況により同居の祖父母の個人番号が必要となる場合があります。

令和6年1月1日の居住市町村（ ）		令和7年1月1日の居住市町村（ ）	
氏名	続柄	個人番号（マイナンバー）	
	本人		
	父		
	母		

※個人番号(マイナンバー)の記入が困難な場合、令和6年度又は令和7年度若しくはその両方の市町村民税所得課税証明書の提出が必要です。

#### 5 世帯状況申立書等（任意）

.....

.....

.....

## 同意事項

### 1 個人情報の利用目的

豊見城市長（以下「市長」という。）は、申請子ども、保護者又は扶養義務者の個人情報を申請子どもに係る支給認定証交付、利用調整事務、保育料等の決定・徴収事務のために利用する。なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、これらの目的以外には利用しないこととする。

※子ども・子育て支援法（参考）

第16条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

### 2 個人情報の収集方法

- 子ども、保護者又は扶養義務者の世帯状況に関して住民基本台帳の閲覧・複写
- 保護者又は扶養義務者の課税状況に関して住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写
- 保護者又は扶養義務者の世帯状況・課税状況に関して他市町村に対し必要な情報の提供依頼

### 3 個人番号（マイナンバー）について

- 提供された個人番号（マイナンバー）について、教育・保育給付認定に関する事務、保育の実施に関する事務及び保育料等の決定・徴収事務等に利用することがあります。
- 個人番号（マイナンバー）の提供がない場合、地方公共団体情報システム機構または住民基本台帳より番号確認を行います。また、上記の方法で番号確認ができない場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

### 4 個人情報の第三者提供

市長は次の場合に限り、子ども及び保護者又は扶養義務者の個人情報を第三者に提供することができることとする。

- 特に必要が認められる場合において、教育・保育施設へ次の個人情報を提供するとき。
  - 氏名、生年月日、連絡先等の施設利用申込書等及び添付資料に記載された個人情報に関する事。
  - 保育料等に関する事。
- 児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合において、当該公的機関へ提供するとき。
- 子どもが給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合
- その他、市長が必要と認める場合

### 5 その他

- 申請内容や添付書類（就労証明書等）に虚偽がある場合は、教育・保育給付認定の取り消し及び教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を子ども・子育て支援法第12条に基づき徴収します。
- 「幼稚園・認定こども園（1号認定）」利用案内及びその他の関係書類に関してすべてお読みになり、理解したものとして対応します。



## 重要事項確認書

次の項目をよくお読みになり、署名・または記名押印の上申込書と一緒に提出をお願いします。

### ○入園申込み・選考について

1	「ゆたかこども園1号認定園児募集要項」及びその他関係書類に関しては全てお読みになり、理解したものと して対応します。
2	こども園は、面積、保育士数、保育状況等により受入人数が決まります。 退園等により空きがある場合に選考を行いますので、希望する月に必ず入園できるとは限りません。
3	入園希望施設について、事前に見学し教育・保育内容を理解した上で申込みしてください。
4	3歳児クラスの入園において、入園希望月1日時点で受入月齢に達していることが必要です。
5	給食費や保育料、教材費などに未納のある世帯については、次年度のこども園等入園に関して継続できない 可能性があるます。
6	入園申込み後、家庭状況・勤務状況等に変更があった場合は速やかにご連絡ください。申込内容が事実と ことなると判明した場合は、選考対象から外れたり、入園の内定又は決定を取り消すことがあります。
7	入園選考は締切日までに提出された書類をもとに選考基準に基づき審査を行い、教育時間を必要とする程 度の高いものから順位決定します。期限後に提出された書類は、次回の選考からの審査対象となります。
8	入園の内定又は決定後であっても、利用施設での面談及び健康診断等により、集団保育に適さないと判断 された場合は、入園できないことがあります。

### ○入園について

1	新2号を育児休業からの復帰を理由に申し込んだ方は入園月の翌月 20 日までに復職する必要があります。
2	復職が出来ない場合、1号となります。
3	新2号を求職中で申請した場合の入園期間は3ヵ月です。期間内に勤務証明書等の提出がない場合は1号と なります。
4	世帯の状況が変わった場合は、その都度ご連絡ください。届け出がない場合、判明した時点で1号又は途中 退園となることがあります。(勤務状況の変更、退職、求職等)
5	特別な事情なく1ヵ月以上こども園を利用していない場合、教育時間等を必要とする事由に該当しないとし て、退園となります。

### ○給食等について

1	年度途中で世帯状況が変わり給食費が変更となる場合、その日の属する月の翌月の初日から(その日が初日 の場合は初日)給食費の変更を行います。(生活保護受給、婚姻、離婚、障がい世帯への変更等)
2	所得の修正申告があり、市民税額が変更された場合は年度内に限り、遡及して給食費の変更を行います。
3	祖父母等と同居している世帯の場合、祖父母等の課税額を合算し給食費を決定することがあります。
4	前年度及び当該年度の1月1日時点で豊見城市に住所がない保護者は、市民税額が確認できる資料(所得課 税証明書等)の提出が必要です。また、住所はあるが未申告の保護者については、税務課等で申告する必要 があります。給食費の減額算定時に課税情報が確認できない場合、給食費を基準額で決定します。
5	納付期限を過ぎて給食費等が未納となっている場合は児童手当より給食費等を徴収します。
6	3歳児以上の児童については、利用料は無償となりますが別に給食費等の負担があります。
7	休日の預かり保育について、給食や人員配置が必要なことから、キャンセルの場合は返金できません。

### ○その他

1	支給認定申請に当たって、4月入所は認定事務が集中し、審査に時間を要することから、支給認定証の交付 は入所選考の結果とともに3月頃に通知します。
---	----------------------------------------------------------------------------

以上のことについて確認し、了承しました。

令和 年 月 日

保護者氏名